

令和元年度

第1回上越市農業委員会総会議事録

上越市農業委員会

令和元年度第1回上越市農業委員会総会議事録

日時 令和元年5月31日(金) 午後3時～午後3時35分

場所 ユートピアくびき希望館 第3会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

1番	村松 勝蔵	9番	八田 賢司	17番	荒川 俊治
2番	秦 正敏	10番	小幡 利夫	18番	金子 昭榮
3番	古川 政繁	11番	佐藤 徳司	19番	岸田 健
4番	新井 修一	12番	滝沢 記一	20番	金澤 稔
5番	久保埜徳雄	13番	高島 信雄	21番	五十嵐彰
6番	金井 薫	14番	笹川 慶一郎	22番	佐藤 正雪
7番	小林 広良	15番	西條 弘子	23番	大瀧 勇
8番	上原 孝	16番	望月 博	24番	池田 京子

(2) 農地利用最適化推進委員

竹内 浩行	平野 宏一	大滝 正秋	小池 孝志	清水 強
内藤 義一	荻原 松男	山岸 健二	細谷 正夫	上原 清則
加藤 俊彦	小林 政秋	高橋三登一	関川 貞行	高宮 文男
杉田 喜慶	齋藤 啓治	長瀬 一成	大澤 純男	松本 香
飯塚 一憲	秋山 文雄	上原 正彦	山本 誠信	
稲葉 栄	津幡 徹重	米川 尚登	上野 栄一	
近藤 晴夫	山口 利一	上野 登	天明 伸浩	
杉田 藤一	西山 学	宮川 武彦	小林 正義	

2 職務のため出席した事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	栗本 修一	柿崎区駐在室	副主任	諏訪部 太
	次長	松縄 浩一	大潟区駐在室	主任	小林 貴広
	係長	久保埜 修	頸城区駐在室	副主任	近藤 宏一
	係長	羽深 元子	吉川区駐在室	副主任	佐野 謙一
安塚区駐在室	班長	上原 一夫	中郷区駐在室	主任	相葉 博昭
浦川原区駐在室	主事	中嶋 慧斗	板倉区駐在室	主任	宮澤 雅則
大島区駐在室	班長	春谷 正明	清里区駐在室	副主任	井田 義之
牧区駐在室	副主任	上原 敏明	三和区駐在室	主任	上田 良広
柿崎区駐在室	駐在室長	保倉 政博	名立区駐在室	班長	山邊 稔

4 会議に付議した事件

- ・議案審議

議案第1号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第2号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

・その他

(1) 平成30年度「農業者との意見交換会報告書」について

(2) 農業経営状況・意向調査結果への対応について

(3) 人・農地プランの話し合いの場への参加について

(4) 農林関係税制改正要望について

(5) その他

5 会 議

事務局長	<p><1 開会></p> <p>ただ今から令和元年度第1回上越市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>議案書の次第に従い会議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p><2 会長あいさつ></p> <p>最初に、荒川会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>開会に当たり、一言、ご挨拶を申し上げます。</p> <p>異常気象と言われるような暑い日が続いており、この天候が作物の生育にどのような影響を与えるのか、秋の収穫期に品質、収量がどのようになるのか、心配しているのは私だけではないかと思えます。</p> <p>さて、農業委員会法が改正され、新しい制度での農業委員会として3年目を迎えました。来年の4月は改選となります。この間、農業委員会の役割は大きくなり、社会的期待も高まってきています。</p> <p>今国会で農地バンク法が一部改正され、農業委員、推進委員の「人・農地プラン」への積極的な関与が法的に義務化されました。農業委員、推進委員を農地の流動化に関与させたいと考えている国の意向に、我々がどれだけ応えられるのか、試金石となっています。</p> <p>先日東京で全国農業者大会があつて、国民民主党の本部に要望に行きました。そこで私は、農業委員会は10aから100ha以上のさまざまな経営規模の農業者を支援しており、大規模農家だけに寄り添っている訳</p>

にはいかないと主張しましたところ、玉木代表もそのとおりだと同意してくれました。

いずれにしても、これからの農業委員会のあり方について、大きく期待されると同時に厳しい目が向けられていると感じています。

本日の総会では、皆さんから建設的な意見をいただき、明日からの活動につなげていきたいと考えています。

本日は、よろしく願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。会長は、そのまま議長席にお座りください。

ここからは、上越市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長に議長をお願いし、会議を進めていただきますので、よろしく願いいたします。

<3 資格審査報告>

議長

それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしく願いします。

まず、総会次第「3 資格審査」です。

本日の出席状況は、在任委員数24名、出席委員数24名、欠席委員数なしで、出席委員が過半数であり、会議規則第7条の規定により、総会が成立していることをご報告いたします。

<4 議事録署名委員の指名>

続いて、「4 議事録署名委員の指名」であります。

議事録署名委員は会議規則第14条の規定により、私から指名いたします。議席番号7番・小林広良委員、議席番号18番・金子昭榮委員の両委員をお願いいたします。

<5 憲章唱和>

次第の5「憲章唱和」であります。多くの方が農地部会で唱和しておりますので、省略させていただきたいと思えます。

<6 議 事>

それでは、ただ今より議事に入ります。

議案第1号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長

議案第1号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・

評価について」と議案第2号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」は、法令により公表することが義務付けられています。公表に先立って、総会の承認を得る必要がありますことから、お諮りするものであります。

まず、議案第1号の「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」をご説明します。こちらは、30年度当初に農業委員会が定めた活動目標に対して、1年間の活動内容とその結果をまとめたものとなります。

議案書は2ページから10ページまでです。

簡単に説明させていただきます。

3ページは、平成31年3月末時点の農地面積や農家数等をまとめたものであります。

4ページをご覧ください。

農地の集積・集約化の状況ですが、「2の平成30年度の目標及び実績」では、目標である「12,000ha」に対し、実績は「11,826ha」、達成状況は「98.55%」となりましたので、「4の目標及び活動に対する評価」で、「目標をほぼ達成した」と評価いたしました。

5ページをご覧ください。

新規参入者の状況です。農地の権利移転を伴う新たな新規参入者で、法人雇用や親元就農は除外してあります。「2の平成30年度の目標及び実績」における参入目標を、過去3か年の平均となる「3経営体」としましたが、実績は「2経営体」となり、達成状況は「66.67%」となりました。なお、この2経営体は合併前上越市と板倉区でそれぞれ新規参入しております。また、面積では、目標を「2.0ha」にしましたが、実績は「2.4ha」となり、「120%」の達成状況となりました。

次に、6ページをご覧ください。

遊休農地についてです。

「2の平成30年度の目標及び実績」をご覧くださいと、解消目標を「3.34ha」にしましたが、実績は「0ha」となりました。利用意向調査により農地中間管理機構への貸し付けを希望されても面積が小さいなどの理由で耕作希望者が見つからず、実績があがらなかったものであります。

なお、30年度の農地パトロールにおいて覚知した4.91haの遊休農地については、委員さんのご尽力によりまして、本年5月に農地中間管理機構に貸し付けられておりますので、令和元年度の実績としてあがってくる見込みとなっております。

7ページをご覧ください。

違反転用の状況ですが、「2の平成30年度実績」に記載していますが、

30 年度末の違反面積は 0 h a となっています。

8 ページをご覧ください。

農地法に基づく、権利移転や転用等の処理状況です。

「1 の農地法 3 条に基づく許可事務」、すなわち権利移転関係は 124 件、その下の「2 の農地転用に関する事務」は 252 件で、いずれも委員や事務局職員が必要に応じて現地調査を行うなどして、適正に事務を処理いたしました。

9 ページの「3 の農地所有適格法人からの報告への対応」の、表の中程の「うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人」が「3 法人」となっていますが、この 3 法人とも、新規の法人でまだ決算期を迎えておらず、提出の必要がない法人であります。

議案第 1 号については、以上となります。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

質問等がないようですので、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第 2 号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」に移ります。

事務局の説明を求めます。

事務局長

議案第 2 号は、「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」であります。

議案書は、11 ページから 14 ページまでとなります。

こちらにつきましては、農業委員会の令和元年度の目標、それからその目標を達成するための活動計画となっております。

12 ページは、先ほどの実績のとおり平成 31 年 3 月 31 日現在の農家数、農地面積等となっています。

13 ページをご覧ください。

農地の利用集積・集約化についてですが、平成 30 年度末の集積面積は 11,826ha、集積率は 69.32%となっておりますが、過去 3 年間の平均から、元年度では 12,050ha まで増やす目標としました。

平場では確実に農地集積が進んでいますが、中山間地域では厳しい状況にあります。目標の達成に向けて、「人・農地プラン」の見直しに向けた地域での話し合い等に委員の皆さんから積極的に参画していただければと考えております。

13 ページ中段の、新規参入についてですが、元年度の目標を、過去3か年の平均から、3経営体といたしました。

14 ページの遊休農地に関してですが、現在、利用状況調査等で判明した遊休農地で未解消の遊休農地面積が8.25haありますことから、これを解消するという事で目標設定しました。

また、14 ページ中段の違反転用につきましては、引き続き、広報や農地パトロールなどを通じて発生防止に努めてまいりたいと考えております。

これらの目標の達成には、市農林水産部との連携はもちろんですが、農業委員、推進委員の皆さんの現場における積極的な活動が重要となりますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

質問等がないようですので、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決されました。

<7 その他>

次に、「その他」に移ります。

まず、「(1)平成30年度「農業者との意見交換会報告書」について、事務局から説明願います。

事務局長

「資料1」をご覧ください。

これは、31年2月19日に春日謙信交流館で開催した「農業者との意見交換会」で出された様々な意見等を情報・年金部会でまとめたものであります。

内容につきましては、2月の総会で主な意見としてご紹介しましたの

で、省略させていただきます。あとで確認いただいて、現場活動等の参考にしていただければと思います。

また、この報告書をもとに、農業委員会の具体的な活動内容や、行政や関係機関等に提出する意見・要望等について、農政課題部会で検討したいと考えています。

なお、この報告書につきましては、市や県、JA等の関係機関に配布する予定としています。

説明は、以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

質問等がないようですので、次の「(2)農業経営状況・意向調査結果への対応について」及び「(3)人・農地プランの話し合いの場への参加について」は、関連がありますので、一括説明します。事務局、説明をお願いします。

事務局長

本日お配りした「資料2」をご覧ください。

昨年度来、皆様からご協力いただいて実施した「農業経営状況・意向調査」の経過状況を区ごとにまとめたものです。

農業者の皆さんから回答があったものから順次集計していますので、中間報告ということでご覧ください。

対象者数5,552件に対して、回収済が2,168件となっております。

なお、事務局の連絡不徹底で、まだ調査票の配布を行っていない区がありますが、農業委員・推進委員の重要な業務の一つだと考えておりますので、随時、配布をお願いします。

回答があった中で、規模拡大や離農に関して行政やJAに相談したいという方を中心に、今後の対応方法等について、地区会議で協議していただきたいと考えていますので、随時、皆様に回答内容を提供したいと考えています。

特に活用していただきたいのは、「人・農地プラン」の策定や見直しの話し合いの場面であります。

「人・農地プラン」につきましては、資料3にあるとおり、担当の農政課から作成や修正の案内を6月に各集落へ発送するとのことです。

また、農地バンク法の改正により、農業委員、推進委員のプランへの

参加が法定化されました。したがって、プランへの関わりがこれまで以上に多くなると考えられますので、意向調査の結果を活用しながら、対応をお願いします。

説明は以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

特に質問がないようですので、「(4)農林関係税制改正要望について」、事務局、説明願います。

事務局長 「資料4」をご覧ください。

これは、毎年度、農業会議から依頼があるものです。資料をご覧くださいと、農林関係の優遇された税制項目が記載されています。来年度の税制改正に向けて、要望の取りまとめの依頼が、県農業会議からありましたので、要望がありましたら6月10日までに事務局まで連絡をお願いします。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

質問がないようですので、その他に事務局から何かありますか。

事務局長 報告、連絡が3点ございます。

一点目ですが、お手元に開催要領が配布されているかと思いますが、6月6日(木)午後2時から、「上越地域米」農業者大会が、上越地域農業振興協議会主催で、ここ、頸城区希望館で行われます。当委員会に参加者20名の割当がきていますので、参加いただける方は、要領の8に記載してありますが、6月3日(月)までに事務局まで連絡をお願いします。

二点目です。上越地区協議会の農業委員研修会を兼ねた地域別農業委員会研修会を、7月23日(火)午後1時30分から、こちらも同じく、頸城区希望館の多目的ホールで開催します。

横浜国立大学・大妻女子大学名誉教授の田代先生を講師にお迎えして講演をいただく予定としています。

案内文書は後日送付しますが、予め日程の確保をお願いします。

なお、今回の開催は、中越地区協議会との共同開催となっておりますことを、予めご了承ください。

三点目は、「和解の仲介について」です。「和解の仲介」は、農地法第25条に規定されており、「農地等の利用関係の紛争について、和解の仲介の申し立てがあったときは、和解の仲介を行う」とあります。

今回の申し立て内容は、農地の利用権の再設定の手続きにおいて、貸手から、契約内容の説明不足やその後の不適切な対応について、第三者として調停をお願いしたいとのことで申立がありました。

この処理方法としては、農業委員の中から会長が3人の仲介委員を指名し、その3人が事実確認をし、また、必要により県のアドバイスをいただいて、仲介案を出すこととなります。

この仲介は、裁判とは違い、良し悪しの判断をするのではなく、双方が歩み寄れるよう調整をするものです。

今後事務を進めていく上で会長が3人の仲介委員を選定しますので、会長からご指名がありましたら快くご承諾頂けるようお願いいたします。

説明は以上です。

議 長

仲介委員ですが、午前中の運営委員会での協議の結果、会長職務代理の村松勝蔵委員、それから中立委員である小幡利夫委員と八田賢司委員の3名を指名したいと思います。皆様のご了解をお願いします。

皆さん、宜しいですか。

(「はい」の声あり)

皆さんからご了解いただいたものと認めます。

事務局長

では、そのように図らせていただきます。

3名の方、宜しくお願いいたします。詳しいことは後ほど説明させていただきます。

議 長

< 8 閉会 >

それでは、予定した協議は全て終了しましたので、以上で第1回総会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。